

2021年2月26日

商品類型 No.112「文具・事務用品 Version2.4」の 部分的な改定について

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の経緯、概要

エコマークでは、有効期限のおよそ2年前を迎える認定基準について、2020年10月に見直しの方角性等について意見を募集を行った。「文具・事務用品」に関して、森林認証木材の利用拡大を促進させる意見があったため、改定を行う。

2. 改定箇所

以下のとおり、品目を変更する。(追加：下線部、削除：見え消し)

4. 認定の基準と証明方法

4-1. 環境に関する基準と証明方法

4-1-1 省資源と資源循環

(1) 主要材料が、別表1に定める再生材料の基準配合率を満たすこと。再生材料とは、古紙パルプ、再・未利用木材、再生プラスチックおよびその他再生材料(廃棄された卵の殻・貝殻・石膏ボードおよび製品として使用された後に廃棄された製品)をいう。なお、テープ印字機等用カセット/テープは本項目(1)に代えて基準項目(2)を、万年筆は本項目(1)に代えて基準項目(3)を満たすことでもよい。

主要材料がプラスチックで、植物由来プラスチックを使用する製品は、本項目(1)に代えて基準項目(4)を満たすことでもよい。窓付き封筒(紙製)の窓部分において植物由来プラスチックを使用する場合は、本項目(1)に加えて、窓部が基準項目(4)を満たすこと。

ダストブロワーは本項目(1)に代えて基準項目(10)を満たすこと。

主要材料が木材で、森林認証木材を使用する製品は本項目(1)に代えて基準項目(27)を満たすこと。

(27) 再・未利用木材以外の木材を使用する製品は、製品全体主要材料の質量(金属、消耗部分、粘着部分を除く)に占める第三者認証を受けた森林認証木材の質量割合が70%以上であること。なお、質量割合はクレジット方式による認証方式でもよい。

3. 改定日： 2021年3月1日

以上